

各事業分野での規制

A. 銀行業

1. 金融機関に関する法令

- ・金融機関、外国銀行支店、外国金融機関・銀行業務を展開する他外国組織のベトナム代表事務所（以下「外国銀行ベトナム代表事務所」という）の設立、運営、管理、業務、特別規制、再編、解散を規定する金融機関法47/2010/QH12、金融機関法47/2010/QH12の一部条項を補足する改正法17/2017/QH14
- ・商業銀行、外国銀行支店、外国銀行ベトナム代表事務所の設立許可書取得に関する通達40/2011/TT-NHNN。通達40/2011/TT-NHNNの改正・補足通達17/2017/TT-NHNN。商業銀行、外国銀行支店、外国信用機関の駐在員事務所、その他ベトナム国内において銀行業務を行う外国組織のライセンス発行および機関、運営について規定する2011年12月15日付ベトナム国家銀行通達40/2011/TT-NHNNの一部規定を改正する通達17/2018/TT-NHNNおよび通達28/2018/TT-NHNN。商業銀行、外国銀行支店、外国信用機関の駐在員事務所、その他ベトナム国内において銀行業務を行う外国組織のライセンス発行および機関、運営について規定する2011年12月15日付ベトナム国家銀行通達40/2011/TT-NHNNの一部規定を改正する通達25/2019/TT-NHNN。商業銀行、外国銀行支店、外国信用機関の駐在員事務所、その他ベトナム国内において銀行業務を行う外国組織のライセンス発行および機関、運営について規定する2011年12月15日付ベトナム国家銀行通達40/2011/TT-NHNNの一部規定を改正する通達28/2021/TT-NHNN

2. 発起人および所有者である外国金融機関に関する規定は、通達40/2011/TT-NHNNにより、次のとおり詳細に案内している。

- ライセンスを発行するまでと設立申請書類を提出する年の直近連続5年間において、母国の銀行活動に関する規定をはじめ、他の法律規定の重大な違反を犯さないこと。
- 国際活動の経験を有し、(i)見通しが安定以上のレベル、(ii)AA-レベル以上（スタンダード & プアーズまたはフィッチ レーティングによる）または Aa3レベル以上（ムーディーズによる）の信用格付け、という国際信用格付け機関により評価されること。

- 設立申請書類を提出する年の直近連続5年間に於いて黒字であること。
- 設立申請書類を提出する年の直近1年間に於いて、総資産の価値が100億米ドル以上相当であること（合併銀行、100%外資銀行の設立の場合）
（外国銀行支店の設立の場合、その親会社の総資産額が200億米ドル以上相当でなければならない）。
- 設立申請書類を提出する年の直近1年間に於いて、自己資本比率をはじめブルーデンシャル規制、リスクマネジメント規定等に関して母国の権限機関により評価されること。
- 他のベトナム金融機関の所有者、出資者または発起株主ではないこと（外国銀行支店は除く）。

ベトナム中央銀行は、金融機関が次の条件に該当する場合、検討のうえ、金融機関に対し、当該金融機関の活動を監査する独立監査組織の設置、または当該金融機関が独立監査組織を設置しない場合には、特別監査役を設置するよう求める。（金融機関法第145～147条）

- (a)中央銀行の規定に従い、支払不能に陥る、または精算不能に陥る可能性がある場合
- (b)金融機関の累積損失総額が直近の監査済損益計算書に記載の積立金および定款資本の50%を超過する場合
- (c) 最低資本額比率を連続12ヶ月にわたり維持しないか、あるいは4%未満の最低資本比率を6月連続で維持できない場合
- (d) ベトナム中央銀行の規定に基づき2年連続で経営状態が脆弱であると認められる場合

B. 保険業

1. 保険業に関する法令

2022年6月16日付の保険事業法 08/2022/QH15

保険事業法の一部の条項の実行・詳細を定める2023年7月1日付政令46/2023/ND-CP

保険事業法の一部の条項の改正・補足法および保険事業法の一部の条項の実行・詳細を

定める2016年7月1日付政令73/2016/ND-CP、同政令の実行をガイドラインする通達50/2017/TT-BTC

政令73/2016/ND-CPの条項の一部を改正、削除する2018年11月7日付政令151/2018/ND-CP

2019年11月1日付政令80/2019/ND-CP（同政令により、保険事業法の一部の条項の改正・補足法および保険事業法の一部の条項の実行・詳細を定める2016年7月1日付政令73/2016/ND-CPの一部条項、ならびに、2018年3月21日付政令48/2018/ND-CPにより改正、追記された保険事業、宝くじ事業分野に行政違反処罰を定める2013年8月28日付政令98/2013/ND-CPの一部条項が改正）

保険事業、宝くじ事業分野に行政違反処罰を定める政令98/2013/ND-CP。この政令は政令48/2018/ND-CPにより改正、追記されている。

2. 保険業のライセンス発行に関する規定

保険事業法08/2022/QH15に基づき、保険業、再保険業、保険代理業に投資する団体・個人は、財務省からライセンスを取得する必要がある。また、一般的な条件以外において、外国組織は次の通り条件を充たさなければならない。

-保険企業、再保険企業、外資金融・保険グループである。

-外国の当局は、ライセンス申請書提出の事業年度の前の直近3年において本国の保険業の活動についての法律の規定に重要な違反をしていないことが確認される。

-ベトナムで実施予定の分野は、最低7年間連続で外国組織が直接実施している、または子会社が実施している分野である。

-ライセンス申請書提出の事業年度の前の直近事業年度の総資産が最低でも20億米ドルある。

-ベトナムで設立される会社に対し、財務、技術、企業管理、リスク管理、運営上のサポートを提供することを約束しなければならない；その会社が、財務の健全性およびリスク管理の規定を遵守することを保証しなければならない。

上記の条件を満たす外国組織は、外国投資の実施を専門とする子会社にベトナムで保険会社、再保険会社を設立する権限を与えることができる。外国投資の実施を専門とする子会社は、上記の最低総資産条件を満たさなければならない。

株式保険会社を設立する場合は、一般的な条件以外において、次の通り条件を充たさなければならない。

-前記5つの条件を満たした2人以上の機関株主が必要であり、定款資本の10%以上を出資しなければならない。

-個人株主は定款資本の10%を超えて出資することはできない。

また、政令73/2016/ND-CPにより、保険業者と保険代理業者に対する定款資本金を規定している。

3. 保険代理業者に支払う最大手数料割合についての規定

2017年5月15日、財務省は政令73/2016/ND-CPの実施を規定する通達50/2017/TT-BTC（保険事業法の施行細則および保険事業法の一部条項の改正または補足を定める2016年7月1日付政令73/2016/ND-CPの施行規則を定める2017年5月15日付財務省発行通達50/2017/TT-BTCの一部条項を改正および補足する通達01/2019/TT-BTCにより改正）を発行した。同通達によると保険契約に対する最大手数料率（保険企業または外国支店が保険代理業者に支払う、各保険契約において実際に徴収された保険料に対して支払われる最大保険代理業務手数料率）は次の通りである。

番号	保険業務	最大手数料率 (%)
I	任意保険	
1	財産保険および損害保険	5
2	陸路、海路、内地水路、鉄路、空路運送貨物保険	10
3	船体保険および船舶に対する船主民事責任保険	5
4	船体保険および船主民事責任保険（船舶を除く）	15
5	責任保険	5
6	航空保険	0.5
7	車両保険	10
8	火災保険	10
9	金融および財務リスク保険	10
10	経営損害保険	10

11	農業保険	20
12	保証保険	10
II	強制保険	
1	車の所有者の民事責任保険	5
2	バイクの所有者の民事責任保険	20
3	法律コンサル活動に対するキャリア責任保険	5
4	保険仲介企業のキャリア責任保険	5
5	火災保険	5
6	建設工事保険	5
7	建設投資コンサルキャリア責任保険	5
8	現場で施工する労働者の保険	5

個人生命保険業務に対する最大保険手数料率は次の通りである。

保険業務	最大手数料率 (%)			
	定期支払方法			1回支払方法
	第1回目の契約年	第2回目の契約年	次回の契約年	
1. 死亡保険 死亡保険加入後、親族が保険金を受領できる。	40	20	15	15
2. 生命保険 契約期間中に死亡保険参加の場合、保険料は返却されない。				
-10年未満の期間の保険	15	10	5	5
-10年以上の期間の保険	20	10	5	5
3. 総合保険				
-10年未満の期間の保険	25	7	5	5
-10年以上の期間の保険	40	10	10	7
4. 終身保険	30	20	15	10
5. 定期支払保険	25	10	7	7

グループ生命保険契約の最大手数料率は、同じ種類の個人生命保険契約に適用する割合の50%である。

健康保険業務の保険契約における最大手数料率は20%である。

保険代理業務に対する手数料は、各保険業務から発生する保険料の15%を超えない。

C.不動産業

1. 不動産業に関する法令

- ・不動産事業法66/2014/QH13(2021年1月1日施行の投資法61/2020/QH14により一部改正)
- ・不動産事業法の実施の詳細を規定する02/2022/ND-CP
- ・建設省の通達11/2015/TT-BXD・建設省の通達02/2016/TT-BXD・建設省の通達28/2016/TT-BXD・建設省の通達10/2018/TT-BXD・建設省の通達06/2019/TT-BXD

2. 不動産事業に関する規制

- 通達28/2016/TT-BXD第2条第6項により、不動産取引サービス運営会社は2014年不動産事業法66/2014/QH13に定める条件を満たす必要がある。
- 事業用不動産に関する情報の公開に関し、当該通達により、不動産取引所は下記の情報を公開しなければならない。
 - a) 不動産取引所を設立する企業名、企業の法的代表者の氏名、企業の連絡先
 - b) 不動産取引所の名称、設立日、場所、電話番号、管理者の氏名
- 情報掲載方法は不動産取引所が建設局へ情報を提供し、建設局が電子情報ポータルに掲載する。
- 不動産仲介営業証明書発給申請の処理機関は建設局である。

D.建設業

■ 建設投資プロジェクトの管理に関する追加的な規則

1. 関連法令

建設管理に関する政令15/2021/ND-CP

2. 基礎設計書類の審査等について

建設管理に関する政令15/2021/ND-CPによれば、PPPプロジェクトの実施手順は、PPP法64/2020/QH14及びそれに関する政令に準拠するものとする。それによって、PPPプロジェクト実施手順は以下の通りである。

- a) 事前実現可能性調査報告書の作成および評価、投資方針の決定、プロジェクトの公表
- b) 実現可能性調査報告書の作成および評価、プロジェクトの許可
- c) 投資家の選択
- d) PPPプロジェクトのための企業の設立およびPPP契約締結
- e) PPPプロジェクト実施

3. 外国請負業者に対する建設許可証の発行について

2018年7月16日付発行の政令100/2018/ND-CP（2021年3月3日付発行の政令15/2021/ND-CPにより一部改正）は、外国請負業者に対する建設許可証の発行に関する規定を定めている。

3.1 建設許可証発行のため、外国請負業者は、投資家からの入札決定がある必要がある。

3.2 外国請負業者は、ベトナム国内請負業者が契約上の業務を遂行することができない場合を除き、内国請負業者との合併会社を設立、または内国下請業者を雇用しなければならない。内国請負業者との合併、または内国下請業者を使用する場合は、合併相手の内国請負業者、または内国下請業者の業務内容を明確に記載すること。

3.3 ベトナムでの入札活動に関するベトナムの法律規定を十分に履行していることを約束しなければならない。

E. 運送業

■ 航空貨物と航空事業に関する規則

1. 関連法令

- ・ベトナムにおける航空運送経営と一般航空活動について 2013年4月8日付発行の政令30/2013/ND-CP
- ・民間航空分野における条件付き経営事業について規定する政令92/2016/ND-CP

なお、政令 30/2013/ND-CP および政令 92/2016/ND-CP の一部条項は、2019年11月15日付政令 89/2019/ND-CP により改正された。

2. 法定資本金について

(1) 政令 92/2016/ND-CP (政令 89/2019/ND-CP により改正) に基づき、航空機で運送サービスを提供する場合、次の法定資本金が必要である。

- a. 10台以下の航空機で運送サービスを提供する場合：最低 3,000 億ドン
- b. 11台から 30台の航空機で運送サービスを提供する場合：最低 6,000 億ドン
- c. 30台を超える航空機で運送サービスを提供する場合：最低 7,000 億ドン
- d. 他の一般航空事業を提供する場合：最低 1,000 億ドン

(2) 政令 92/2016/ND-CP (政令 89/2019/ND-CP により改正) により、次の航空サービス事業は最低資本金の条件が解除されている：

飛行場開発サービス、地上貿易技術サービス、航空ケータリングサービス、航空手段・設備の修理・メンテナンスサービス、航空技術サービス、航空セキュリティ保障サービス、交通運輸省に航空インフラ管理を許可された空港企業または組織の提供する飛行場開発サービス、ベトナム民間航空法第 195 条の規定により組織される航空保安要員が確保される航空保安サービス。

3. 合併事業に関する規定

政令 92/2016/ND-CP (政令 89/2019/ND-CP により改正) で、航空運送事業を合併で行う場合について規定されている。

外資側は定款資本金の 34%を超えてはならず、少なくとも、1つのベトナム個人かベトナム法人が最大定款資本金を有するとの条件を満たさなければならない。ベトナム法人が外資資本金を有する場合、外資資本金は法人の定款資本金の 49%を超えてはならない。

4. その他

政令 92/2016/ND-CP (政令 89/2019/ND-CP により改正) はベトナムにおける飛行機、飛行機のプロペラ、飛行機の設備メンテナンスサービス提供の条件およびベトナムにおける飛行機、飛行機のプロペラ、飛行機の設備の設計・製造・実験場所の条件並び

に航空業務保障サービス、訓練サービス、航空会社のスタッフ業務訓練の経営条件について具体的に規定している。

■ 各種多目的輸送手段と事業ライセンス付与の要件

1. 関連法令

- ・ 政令87/2009/ND-CP
- ・ 各種輸送手段に関する各政令を改正・補足する2018年10月16日付発行の政令144/2018/ND-CP

前記政令は、経営条件、各種国際輸送手段の運営ライセンス発行手続き、各種輸送手段の書類、各種輸送手段の運送者、荷送人、荷受人の権限および責任について規定している。

2. 各種輸送手段の経営条件

(1) 各種輸送手段の経営条件は次の組織に対し適用される：ベトナム企業、協同組合、ベトナムに投資する外国企業、ASEAN参加国の企業、およびベトナムが加盟している複合一貫輸送に関する国際条約の加盟国の企業。

(2) 各種輸送手段における経営条件は次の通りである。

2.1 ベトナム企業、協同組合、ベトナムに投資する外国企業の場合、経営条件は次の通りである。

- ・ 総資産が最低8万SDR相当か、それに相当する保証または財政計画がある。
- ・ 各種輸送手段についての責任保険があるか、それに相当する保証がある。

2.2 各種輸送手段の経営についてベトナムと公約のある国家の企業またはASEAN加盟国企業の場合、経営条件は次の通りである。

- ・ 国際複合一貫輸送の事業登録証明書またはそれに準ずる各国の管轄機関が発行した有効な事業登録証明書がある。
- ・ 各種輸送手段についての責任保険があるか、それに相当する保証がある。

3. 経営ライセンス取得のための申請書類

- ・ 各種輸送手段の経営ライセンス発行申請書
- ・ 監査済決算書および企業登録証名書、投資登録証明書の公証コピー版（ベトナム企

業、協同組合、ベトナムに投資する外国企業の場合)

- ・各種輸送手段の経営事業を登録された企業登録証明書または投資登録証明書の公証認証版または公証コピー版
- ・各種輸送手段についての責任保険契約書またはそれに相当する保証（各種輸送手段の経営についてベトナムと公約のある国家の企業またはASEAN加盟国の企業の場合)

各種輸送手段の経営ライセンスの期限は発行日より5年間である。

2009年10月19日付政令87/2009/ND-CPおよび2018年10月16日付政令

144/2018/ND-CPでは書類提出当局と当該当局の責任のほか、訴訟と異議の行政手続きについても具体的に規定している。

F.郵便・通信業

■ 郵便業

1. 関連法令

- ・郵便法49/2010/QH12
- ・郵便法49/2010/QH12の実施ガイドラインについての政令47/2011/ND-CP（情報・通信分野における投資および経営条件ならびに行政手続きを規定する一部の政令の改正政令である150/2018/ND-CPおよび郵便法49/2010/QH12の実施ガイドラインについての政令47/2011/ND-CPを改正する政令25/2022/ND-CPにより改正）

2. 郵便ライセンスの発行条件

企業は、次の条件を満たす場合、郵便ライセンスが発行される。

- ・郵便事業の企業登記証明書または郵便分野への投資登録証明書を有すること
- ・ライセンスの申請書の内容による事業計画に適した財源と人的資源を持つこと
- ・郵便サービスの料金および品質に関する規定に従って実行可能な事業計画を有すること
- ・人、郵便物および郵便ネットワークに対する情報セキュリティ・安全性を確保するための措置を有すること

3. 投資比率

郵便サービスに関する投資に関して、2012年11月1日までは外国側の出資率が51%と制限されていたが、それ以降は100%外資系企業の設立が可能となっている。

■ 通信業

1. 関連法令

- ・ 通信法41/2009/QH12（2018年競争法および2017年計画法により改正）
- ・ 通信法41/2009/QH12の一部詳細規定および実施を規定する政令25/2011/ND-CP（政令49/2017/ND-CP（電気通信法の施行細則を規定し、同法の施行ガイドラインとなる2011年4月6日付政令25/2011/ND-CPの第15条、および郵政、電気通信、情報技術、ラジオ周波数の分野における行政違反処罰を規定する2013年11月13日付政令174/2013/ND-CPの第30条、電気通信法の施行細則を規定し、同法の施行ガイドラインとなる2011年4月6日付政令25/2011/ND-CPの一部条項を改正および補足する政令81/2016/ND-CPの改正政令）により改正）
- ・ 郵政、電気通信、無線周波数、情報技術および電子取引に関する規則の行政違反処分に関する政令15/2020/ND-CP（政令14/2022/ND-CPにより一部改正）

2. 投資比率

外国側の投資率：ベトナム加盟の国際条約（WTO等）およびベトナムの法律に従う。

3. 法定資本条件

- (1) 無線周波数帯を使用せずに、固定通信ネットワークインフラを整える場合は、次の法定資本金および最低投資金額の条件を満すことが必要である。
 - a. 1省または中央レベル市の範囲
 - i) 法定資本金：50億ドン
 - ii) 最低投資金額：ライセンス発行後、3年間以内、最低150億ドン
 - b. 2~30省または中央レベル市の範囲

- i) 法定資本金：300億ドン
 - ii) 最低投資金額：ライセンス発行後、3年間以内、最低1,000億ドン
 - c. 30省以上、全国の範囲
 - i) 法定資本金：1,000億ドン
 - ii) 最低投資金額：ライセンス発行後、3年間以内、最低3,000億ドン
- 無線周波数帯を使用せずに、固定公共通信ネットワークインフラを整える場合も前記の法的資本金および最低投資金額が適用される。（通達12/2013/TT-BTTTT第13条第5項および第14条第5項）
- (2) 無線周波数帯を使用し、固定通信ネットワークインフラを構える場合は、次の法定資本金および最低投資金額の条件を満たすことが必要である。
 - a. 15～30省、中央レベル市の範囲
 - i) 法定資本金：1,000億ドン
 - ii) 最低投資金額：ライセンス発行後、3年間以内、最低3,000億ドン
 - b. 30省以上、全国の範囲
 - i) 法定資本金：3,000億ドン
 - ii) 最低投資金額：最初の3年間、最低1,000億ドンおよび15年以内、最低3兆ドン
- 無線周波数帯を使用し、固定公共通信ネットワークインフラを整える場合も前記の法定資本金および最低投資金額が適用される。（通達12/2013/TT-BTTTT第13条第6項および第14条第6項）
- (3) 無線周波数チャネルを使用し、地上モバイル通信ネットワークインフラを構える場合は次の法定資本金および最低投資金額の条件を満たすことが必要である。
 - i) 法定資本金：200億ドン
 - ii) 最低投資金額：最初の3年間以内、最低600億ドン
- (4) 無線周波数帯を使用せず、土地モバイル通信ネットワークインフラを構える場合（仮想通信ネットワーク）は、次の法定資本金および最低投資金額の条件を満たすことが必要である。
 - i) 法定資本金：3000億ドン

- ii) 最低投資金額：最初の3年間に1兆ドンおよび15年間に最低3兆ドン
- (5) 無線周波数帯を使用し、土地モバイル通信ネットワークインフラを構える場合は次の法定資本金および最低投資金額の条件を満たすことが必要である。
 - i) 法定資本金：5,000億ドン
 - ii) 最低投資金額：最初の3年間に最低2兆5,000億ドンおよび15年間に最低7兆5,000億ドン
- (6) 衛星固定および衛星モバイル通信ネットワークインフラを構える場合は次の法定資本金および最低投資金額の条件を満たすことが必要である。
 - i) 法定資本金：300億ドン
 - ii) 最低投資金額：最初の3年間に最低1,000億ドン

G.石油事業

1. 関連法令

- ・石油事業に関する政令83/2014/ND-CP（政令08/2018/ND-CPおよび政令95/2021/ND-CPにより改正）
- ・商工省通達34/2013/TT-BCT

2. 定義

政令83/2014/ND-CPに基づく定義は次の通りである。

(1) 石油経営

輸出（国内生産材料、石油および輸入材料、石油）、輸入、一時輸入—再輸出、材料輸出加工、石油の生産および生成、国内市場での石油販売、倉庫、港湾のレンタルサービス、石油の受け入れ、保管および輸送等の業務を含む。

(2) 石油経営企業

石油経営卸売企業、石油生産卸売企業、石油販売企業、石油経営の代理店、石油小売の代理店、石油小売権がある企業、石油サービス経営企業を含む。

3. 適用範囲および対象

政令83/2014/ND-CPの適用範囲は、ベトナム市場での石油経営活動および石油経営条件である。適用対象者は商法上のベトナム企業およびベトナムの加盟した国際条約

に基づいてベトナム国内で石油事業を展開する外国組織である。なお、国際条約の規定が当政令の規定と異なる場合は国際条約の規定が適用される。

4. その他

通達34/2013/TT-BCTにより、外資企業はいくつかの石油製品の輸出、輸入、販売が禁止されている。ただし、管轄当局は、政令09/2018/ND-CPに基づき、要件が充足された場合には、外国投資家に石油製品に関する事業ライセンスの発行を検討する場合もある。

H.セメント業

1. 関連法令等

- ・建設省オフィシャルレター 06/BXD-VLXD
- ・副首相書簡8703/VPCP-KTN
- ・副首相掲示14/TB-VPCP

2. 新規セメント案件の認可凍結について

2010年1月5日付建設省発行のオフィシャルレター06/BXD-VLXDにおいて、供給過剰の恐れから新規セメント案件の2020年までの認可凍結が提案された。政府は2009年12月5日付で2020年までのセメント投資プロジェクト承認を中止する建設省意見に同意する副首相書簡8703/VPCP-KTNを発行した。建設省は各省および中央レベル都市の人民委員会に対し、当該時点から2020年まで新規セメントプロジェクトを登録させないことを指導した。2018年1月9日付建材について政府発行の副首相掲示14/TB-VPCPによると、建材生産の投資プロジェクトについてはライセンスの発行前に、各省および中央レベル都市の人民委員会は建設省の意見を聞き承認を得る必要がある。

I.PPP（官民パートナーシップ方式）による投資形態に関する規則

1. 関連法令

- ・PPP法64/2020/QH14

2. 投資形態について

PPPによる投資形態は、権限を有する国家機関と投資家またはプロジェクト企業の契約に基づいて、インフラ関連プロジェクトや公共サービス提供関連プロジェクトを実施する投資形式である。PPP案件実施のため、まず投資家が投資政策決定を取得し、その後プロジェクト企業を設立する必要がある。

- (1) BTO契約：建設（Building）-譲渡（Transfer）-経営（Operate）
- (2) BOT契約：建設（Building）-経営（Operate）-譲渡（Transfer）
- (3) BOO契約：建設（Building）-所有（Own）-経営（Operate）
- (4) BTL：建設（Building）-譲渡（Transfer）-リースサービス（Leasing service）
- (5) BLT：建設（Building）-リースサービス（Leasing service）-譲渡（Transfer）
- (6) O&M：経営（Operate）-管理（Manage）
- (7) 混合契約：前記契約の混合型